消防署からのお知らせ

令和2年2月1日よりガソリンを携行缶で購入される方に対して消防法で本人確認（運転免許証等の掲示）、使用目的の確認、各ガソリンスタンドにて販売記録を作成することが義務化されました。ガソリンを取り扱う際には、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して

消防法で ① **本人確認**（運転免許証の提示など）

② **使用目的の確認** を行うとともに、

販売記録を作成すること が義務付けられています。

⚠ ガソリンを取り扱うときの注意事項 ⚠

灯油用ポリ容器　ガソリン携行缶

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません！

！噴出注意！

★周囲の安全を確認
★フタを開ける前に
①エンジン停止
②エア抜きをする
★高温の場所禁止

ガソリン携行缶に貼られている注意事項に留意して取り扱ってください！

セルフスタンドにおいても、ガソリン容器への詰替えは、ガソリンスタンドの従業員が行う必要があります！

～ お問い合わせ先 ～

留萌消防組合小平消防署 ☎56－2221

鬼鹿支署 ☎57－1253